

屋外広告物の許可手数料の追加について

1 概要

東京都においてプロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しが行われ、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）が改正されたことに伴い、文京区建設事務手数料条例（平成12年3月文京区条例第25号。以下「条例」という。）に規定する屋外広告物の許可手数料に、新たにプロジェクションマッピングに係る許可手数料を追加する。

2 手数料を徴収する事務等

（1）事務

東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第23条の規定による屋外広告物の表示又は掲出の許可

（2）名称及び手数料額

プロジェクションマッピング

面積5平方メートルまでごとにつき3,220円

（ただし、面積1,000平方メートルを超えるものにあつては644,000円）

（3）徴収時期

許可申請のとき

3 今後のスケジュール

令和2年6月 定例議会条例提案

令和2年7月 施行